

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務実施要領

1 業務目的

福山市では、内閣府より「福山市まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けて、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附金の受入を行っている。

本業務は、その拡充のため、受注者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る事業を周知し、積極的な財源確保を目指すものである。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容等

別紙「福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書(案)」のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託金額の算定方法

委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、本業務を通じて行われた寄附額に委託料率（上限を20%）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（上限1,848,000円）とすること。

本業務における契約の相手方は複数を想定しており、予算の範囲内で委託金額の算出を行うものとする。

4 目標寄附額

8,400,000円

5 選定方式及び契約方法

受注者による企業への提案や寄附意向の確定までの方法は、受注者が有する企業や業界との独自のつながり、提案・交渉にあたっての体制、ツール、頻度など多様であり、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業者の優劣を判断できない。そのため、受託希望事業者は随時募集を行い、業務内容の詳細と委託料率の参考見積書の提案を受けて評価し、受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 応募資格

本件に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似の業務を含む。）の実績が1件以上あること。

7 応募の手續

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

福山市経済環境局経済部経済総務課

電話：084-928-1215

FAX：084-928-1733

E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

- (2) 受託事業者に応募する場合は、別表1に記載の書類を提出し、福山市の審査を受けること。

(3) 募集期間・配布資料・配布方法・提出場所・提出方法

ア 募集期間

2026年（令和8年）5月15日（金）から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

イ 提出資料 別表1に記載の書類

（※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。）

ウ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること

エ 提出場所 (1)の担当課と同じ

オ 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、必着）

（持参の場合は、募集期間のうち、本市の休日を除く午前8時30分から午後5

時まで)

※提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

(4) 応募は、年度内に1事業者につき1回に限る。

8 審査及び審査基準

提出された応募書類等をもとに、随時経済総務課が書類審査を行う。

(1) 審査基準・審査項目

次の項目を全て満たしていること。

- ① 応募資格 「6 応募資格」の条件を全て満たしていること
- ② 会社概要 本業務を自社の事業として取り組んでいること
- ③ 実施体制 本業務の実施体制が整っていること
- ④ スケジュール 本業務の実実施計画が整っていること
- ⑤ 実現性 本業務と同種又は類似する業務の受注実績があり、かつ寄附実績があること

(2) 審査結果の通知

応募者に審査結果を電子メールで通知する。

通知後、本市と合格した応募者との間で契約に向けた協議を行う。

9 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査に合格した応募者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、本市が示す目標寄附額に委託料率を乗じた金額により、見積合せの上契約を締結するものとする。なお、契約の際は本市の契約書ひな型を使用するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、合格した応募者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託料率が7(2)で提出した参考見積書の委託料率と同率になるとは限らない。

10 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託料率の適正な範囲を超えた見積書を提出した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.1 その他の留意事項

- (1) 正当な理由なく応募書類のいずれかが提出されなかった場合又は審査の結果で合格の通知を受けなかった場合は、失格とする。
- (2) 応募書類は、別表1に定めるもののほか、市長が特に認めたものとし、また必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (6) 提出された応募書類等は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 応募者は、複数の応募書類を提出することはできない。
- (8) 提出された応募書類等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (9) 本業務の具体的な内容は、仕様書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、応募者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 応募者は、応募書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす

別表1 応募書類

No.	書類（様式）名	様式等	説明
1	応募申込書	様式1	
2	実績報告書	様式2	
3	市税の完納証明書	原本	本市に納税義務がないものは申立書（様式3）を提出
4	納税証明書	写しでも可	
5	使用印鑑届	様式4	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合は提出すること
6	委任状	様式5	契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること
7	誓約書	様式6	
8	参考見積書（内訳書も含む）	様式7	
9	会社概要資料	任意	パンフレット等又は事業概要の分かるもの
10	業務実施体制	任意	
11	業務実施スケジュール	任意	

※3, 4について、今年度中に本市他部署へ提出済みで、経済総務課でコピーを取ることに同意した場合は、省略可能とする。